

## ◎内閣府設置法の一部を改正する法律

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願  
い申し上げます。

(平成二十三年三月三一日法律第四号)

### 一、提案理由(平成二十三年三月二二三日・衆議院内閣委員会)

○片山国務大臣 内閣府設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方公共団体が、地域の実情に即した事業または事務をより的確に実施することができるようすることを目的として、地方公共団体に対する複数の補助金等を内閣府に一括して計上することを可能にするため、内閣府の所掌事務に関する規定について所要の改正を行ふ必要があります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

内閣府の所掌事務として、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業または事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関することを規定することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

(平成二十三年三月二十九日)

○荒井聰君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、内閣府の所掌事務として、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業または事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関することを追加するものであります。

本案は、去る三月二十二日本委員会に付託され、翌二十三日片山国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、二十五日に質疑を行い、同日、質疑を終局し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。  
以上、御報告申し上げます。

(平成二十三年三月二十五日)

政府は、本法の施行に伴い、地方公共団体による自主的な選

択に基づいて実施される事業又は事務に要する経費に充てるための交付金（以下「地域自主戦略交付金等」という。）を交付するに当たっては、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による被害の甚大性・広域性にかんがみ、平成二十四年度以降の地域自主戦略交付金等の取扱いについては、国と地方の協議を通じ、その存続の是非についても検討すること。

二 地域自主戦略交付金等については、当該交付金等の創設によって地方税財源の充実確保に向けた議論が後退することのないよう留意するとともに、将来的には、国から地方への税率移譲や地方交付税の充実・強化等に資するものとすること。

三 地域自主戦略交付金等の配分に係る客観的指標の策定に当たっては、地方公共団体の意見を十分反映しつつ、公平で透明性の高いものとすること。

四 地域自主戦略交付金等に係る交付要綱の作成に当たっては、当該交付金等の目的が地方の自由度の拡大であることにもかんがみ、国による事前の関与をできる限り排除すること。

五 市町村向け補助金等の一括交付金化については、平成二十

三年度に創設される地域自主戦略交付金等の執行状況を踏まえ、市町村と十分な協議を行うこととし、その協議結果に基づいて当該一括交付金化の是非を判断するものとすること。

六 今後の補助金等の一括交付金化に当たっては、補助金総額の削減手段との疑念を持たれることのないよう、適正な執行に必要な予算総額を確保すること。

### 三、参議院内閣委員長報告（平成二十三年三月三一日）

○松井孝治君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方公共団体が、地域の実情に即した事業又は事務をより的確に実施することができるようにするため、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関する事務を内閣府の所掌事務としようとするものであります。

委員会におきましては、この度の巨大地震・津波災害を踏まえた地域自主戦略交付金の配分の在り方、補助金等の一括交付金化の将来像、制度設計及び運用に当たっての地方公共団体の意見の反映、地方交付税交付金との相違等について質疑が行わされましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

内閣府設置法の一部を改正する法律

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年三月三一日)

政府は平成二十三年東北地方太平洋沖地震による被害の甚大性・広域性等にかんがみ、地域自主戦略交付金についてはその存続の是非も含め、平成二十四年度以降の取扱いについて検討し、平成二十三年中に結論を得るものとする。

右決議する。